

# 第1章

## 都立高校の改革と白書作成の目的

平成9年度に策定された「都立高校改革推進計画」の概要と教育基本法の改正及び学習指導要領の改訂、また、社会状況の変化に伴い変化する都民の期待などを示すとともに、都立高校白書の目的についてご説明します。

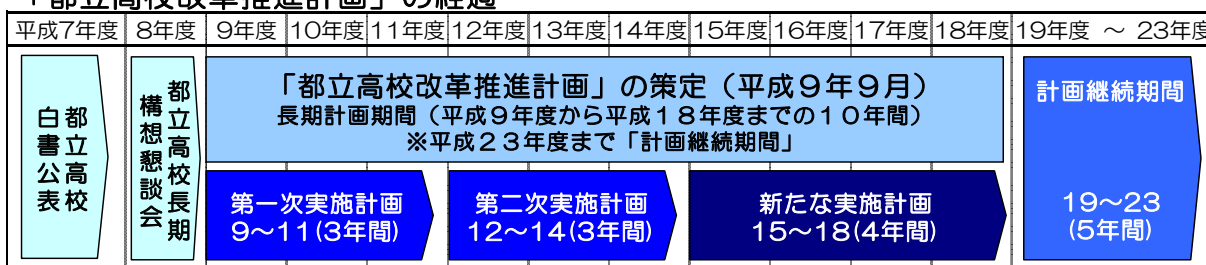
- 1 これまでの「都立高校改革推進計画」の取組
- 2 教育基本法の改正と我が国の社会・経済状況の変化

# 1 これまでの「都立高校改革推進計画」の取組

都教育委員会では、平成9年9月に、都立高校改革の長期計画である「都立高校改革推進計画」を策定しました。これに基づく二次にわたる実施計画と、その後の社会状況の変化や教育への都民の期待の高まりなどを踏まえ「都立高校改革推進計画 新たな実施計画」（平成14年10月）を策定し、一人一人の生徒の多様性に対応した弾力的な教育を実施してきました（図1-1）。

具体的には、新しいタイプの高校の設置、学区の撤廃などにより学校選択幅の多様化と拡大を図るとともに、少子化による生徒数の減少に対応するため、地域バランスを考慮した都立高校の規模と配置の適正化に取り組んだことにより、中途退学率の低下、都立高校入学者選抜の倍率の回復など、一定の成果を上げてきました。

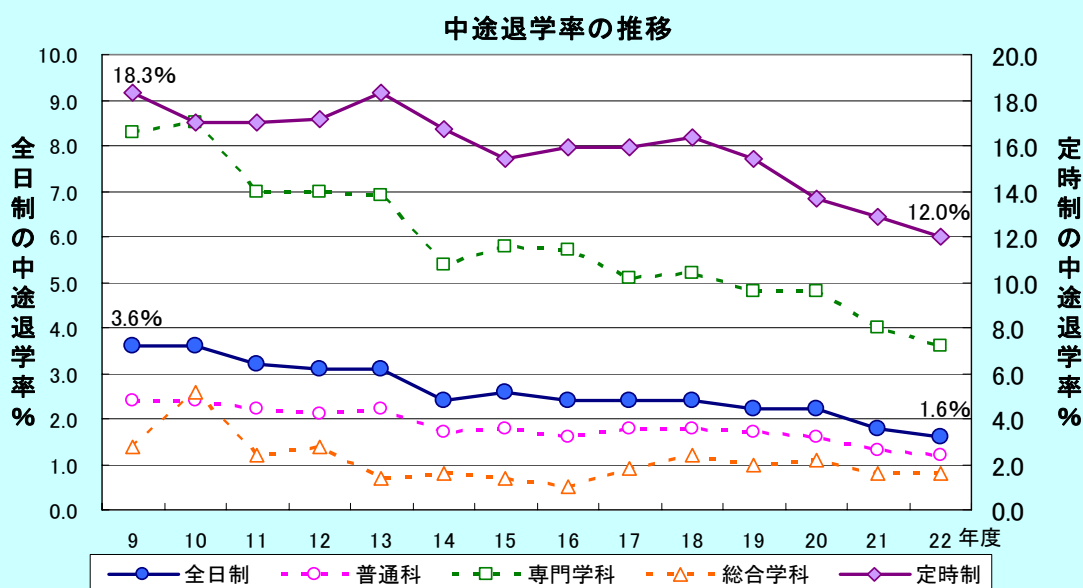
図1-1 「都立高校改革推進計画」の経過



## <中途退学の状況>

「中途退学率」は、その年度における、全学年を対象とした在籍者数に占める中途退学者数の割合を表します。

都立高校における中途退学率の推移は、以下のグラフにあるとおり、平成9年度では、全日制で3.6%（5,320人）、定時制で18.3%（2,439人）でしたが、平成22年度では、全日制で1.6%（1,879人）、定時制で12.0%（1,731人）まで減少しました。



※ 普通科、専門学科、総合学科については、全日制の内訳である。  
 ※ 中途退学率は、全学年の在籍者数に占める中途退学者数の割合である。

「児童・生徒の問題行動等の実態調査」

一方、見方を変えて、都立高校に入学した生徒が、修業年限(全日制の場合は3年、定時制の場合は3年又は4年)の間に何人中途退学したかを集計したものが下表です。表中アにあるとおり、全日制では40,066人の入学者のうち3年間で2,212人、率にして5.5%(以下、この率を「未卒業率」という。)定時制では4,387人の入学者のうち4年間で1,705人、率にして38.9%の生徒が中途退学しており、いまだ多くの生徒が卒業できていないという状況が分かります。

ある全日制普通科の高校では、平成20年4月に入学した236人の生徒のうち3年後に卒業した生徒が123人であり、卒業できなかった113人の生徒のうち89名が中途退学という状況があります(未卒業率37.7%)。

一方で同じ年の入学生で卒業までに一人も中途退学者を出していない都立高校も存在します。

これらのことから、中途退学率は着実に減少してきたものの、中途退学者の状況には、いまだ多くの課題があります。

平成20年4月に全日制都立高校に入学した生徒の平成23年3月末の状況

	入学者 A	卒業者 B	中途退学者 C	転出者 D	留年者 E	未卒業率 C/A
全日制	40,066	36,424	2,212	1,317	113	5.5%
普通科	30,969	28,712	1,261	918	78	4.1%
専門学科	7,177	5,910	895	345	27	12.5%
総合学科	1,920	1,802	56	54	8	2.9%

※普通科、専門学科、総合学科は全日制の内訳である。

平成19年4月に定時制都立高校に入学した生徒の平成23年3月末の状況

	入学者 A	卒業者 B	中途退学者 C	転出者 D	留年者 E	未卒業率 C/A
定時制	4,387	2,284	1,705	178	220	38.9%

## 2 教育基本法の改正と我が国の社会・経済状況の変化

### (1) 教育基本法の改正と学習指導要領の改訂

教育の根本的な理念や原則を定めた教育基本法が、平成18年12月に約60年ぶりに改正されました。改正された教育基本法では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。」としています。

さらに平成21年3月、文部科学省は、教育基本法の改正を踏まえ高等学校学習指導要領を改訂しました。新しい学習指導要領は、知識や技能の習得とともに思考力、判断力、表現力などを育成し、道徳教育や体育などを充実させることで、確かな学力、豊かな心、健やかな体の、いわゆる「知・徳・体」のバランスのとれた力である「生きる力」を一層育むことを基本的な考えとしています。全ての都立高校で、平成25年度の入学生から、この新しい学習指導要領に基づく教育課程が実施されることから、その理念を各学校で具現化し、確実に実施していくことが求められます。

### (2) 教育に対する国民や都民の期待

「都立高校改革推進計画」の策定以降、我が国を取り巻く状況は大きく変化しました。

高度情報化が著しく進展し、これからの社会は、新しい知識や情報があらゆる活動の基盤として重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」と言われています。さらに、経済のグローバル化とそれに伴う社会構造の変革の中であって、これからの若者には、基礎的・基本的な知識・技能はもとより、それらを活用して課題を解決するための力が求められます。しかも、知識・技能は生涯にわたって学び続けることが重要であり、その基盤づくりとなる学校教育は重要性を更に増しています。

また、国内の産業構造や就業構造を見ると、雇用の多様化・流動化が進むなど、状況が大きく変化しています。国内の年齢階級別の非正規雇用者比率の推移（総務省「労働力調査」）を見ると、非正規雇用者比率は増加傾向にあり、中でも15～24歳の若年層は、バブル崩壊直前の平成2年に20.1%であったのに対し、平成22年では46.3%と大幅にその比率が上昇しています。これは、学校卒業時に正規社員として一括採用され、終身雇用されるという雇用環境がもはや一般的ではなくなりつつあることを表しています。生徒一人一人がこのような社会状況を認識し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現できるよう、社会的・職業的自立のために必要な能力や態度を、高校在学中に身に付けることが不可欠になっています。

一方で、我が国の世界における状況も大きく変化しています。国の経済状況を示す代表的指標であるGDP（国内総生産）において、世界に占める日本経済のシェア（比率）は、平成7年をピークに下がり続け、平成22年には3位に転落しました。近隣のアジア各国やBRICs（ブラジル、ロシア、インド、中国）が目覚ましい経済発展を続ける中で、日本は相対的に世界における存在感を低下させています。

これら高度情報化やグローバル化に伴う社会・経済の構造的な変化は、少子化高齢社会の到来、更には、核家族化や地域とのつながりの希薄化などとも相まって、我が国の将来に対する不透明感や閉塞感を増幅させています。さらに、このような社会状況の中で、若者の意識そのものにも変化が見られます。若者の社会の中に生きるという実感の喪失、規範意識の低下、内向き志向、自分本位な姿勢の広がりなどは、我が国の将来に対する不安感の広がりにつながっています。

こうした状況の中、今、教育には、社会の要請に応え、様々な分野において将来の日本社会をけん引するリーダーを育成するとともに、すべての生徒が個性や適性に応じ自分の能力を最大限発揮して、社会の中で真に自立することができるよう育てていくことが求められています。

今後は、こうした教育への期待の高まりの中で、これら次代の担い手を都立高校でどのように育成していくかが課題であると考えます。

### **（3）「都立高校白書」作成の目的**

**都教育委員会では、これまで「都民に信頼される魅力ある都立高校を目指し、一人一人の生徒の多様性に対応した弾力的な教育を実施していく」ことを基本的方向として高校改革に取り組んできました。**

**これからは、教育基本法の改正と学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえつつ、教育に求められる国民や都民の期待に応え、これまでの高校改革で得た様々な教育の財産を有効に活用しつつ、「生きる力」を育む取組を着実に実現する必要があります。**

**「子供の能力を着実に伸ばし、社会の要請に応じ、真に社会人として自立した人間を育て輩出していく」ことこそが、これからの都立高校の使命であると考えます。**

**このような視点に立ち、主体的な施策展開と学校での実践を通じこれからも不断の改革に取り組む必要があることから、都立高校の現状と課題を明らかにするため、本書を作成しました。**